

Title	三、佛獨に於ける戰爭責任問題
Sub Title	
Author	田中, 荊三(Tanaka, Keizo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1938
Jtitle	史学 Vol.17, No.1 (1938. 8) ,p.106- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	海外史壇紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19380800-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

仰の自由の存せざる時代に於て、彼はあらゆる嚴酷さを伴ふ國家の宗教を體現したのである。この堪へ切れぬ重荷を負つた彼は憎惡よりも憐愍に價する第一の犠牲者たるのであり、專制政治と神裁政治の奴隸たるのであつた。

フィリップ二世はチャールス五世がユステの修道院に引退して以來、父帝の事業を繼いだ。宗教の問題に於て彼は父の模範より更に敬虔で、カトリックの信仰を守るに更に執着した。彼は眞にフランス王聖ルイを模倣せんとしたが、結果に於ては、謙讓にして平和的な聖ルイに比して、偏狹な、不安に満ち、冷酷なる王たるの印象を與ふることになつたのである。

III. 佛獨に於ける戰爭責任問題

田中 荆三

該委員會はフランス革命が人民投票を紹介した
Review, Vol. XLIII No. 2.) によるものである。

ことを指摘し(三)アルザス・ローレンに關し兩國の教科書に於て自國の立場をのみ強調するを避け、相手國の主張をも記することを要求してゐる。(五)ビスマルクの有名なる“Macht geht vor Recht”なる言葉は實際には彼によつて語られたのではなく、彼の反對黨のものが作つたのであるが、然しこビスマルクが一八六二年に政權を握つた時、『刻下の重大問題は演説とか、多數決により決すべきでない、鐵と血のみによるべきである。』と云へる言葉を記憶すべきであり、更にビスマルクはドイツの統一に對する障礙なりと考へられるものを除去する時にのみ戰争に訴へんと欲した。(六)ナポレオン三世の對獨政策に關してはヨハネス・ハラーの著書に『ナポレオン三世の對獨政策の確固たる計畫或は確固たる眞意さへも求めることは無駄な努力である。ドイツの統一を妨げるのが彼の計畫でもなく、それを増進せしめるのも彼の計畫では

ない。』とあるに同意し、獨佛戰爭の原因についてはナポレオン三世がビスマルクの政策を平和的でないと見、ビスマルクがフランス政府の態度を穩和でないと見たことを指示し、この相互の恐怖を兩國の教科書が考慮にいれるべきであり、更に戦争の直前に於けるナポレオン三世とビスマルクの手段により、獨佛の國民が、互に挑戦せられたと信じ、互に戰争に向つて進んだ。(八)

一八七〇年より一八九〇年まで、ビスマルクの目的は、ドイツ帝國の獲得したる地位を維持するにあり、新に紛争を求めやうとはしなかつた。一八七五年或は一八八七年にドイツ新聞の挑戦により、フランスに不安が起つたが、ビスマルクが戰争を企圖したと云ふ何も證據はない。又フランスも平和維持を目的とする外交政策をなし、ドイツに不安を起したブーランジュー將軍の運動があつたが、之はフランス國民の一部のものがなしたの

で大統領、外務大臣に否認せられ全く失敗に終つてゐる。(九)フランスの教科書は屢々汎獨運動の重要性を誇張し過る。汎獨主義者は種々なる機會に輿論に影響を與へることは出來たが、然し政治家の政策に永久的に影響を與へることは出來なかつた。又ドイツの教科書はフランスに於ける『復讐の觀念』の重要性を誇張し過てゐる。この觀念は獨佛戰爭の直後數年間は輿論の一部に優勢であったが、一八九〇年後漸次その基礎を失ひ、全く價値ある役目をなさなくなつてしまつた。(十)

委員達は佛獨の教科書が佛獨の間に敵意が示された事態のみを強調する代りに、兩國の關係が良好であつた時、特に一八七〇—一八四年、一八九四—一九八年の期間に注意すべきで、そしてヨーロッパ外の問題に協力せる傾向に言及すべきであるとの希望を述べて居り、(十二)多くの史書に等閑視せられてゐる點を指摘してゐる。

一九〇八—九年のバルカンの危機に際し、フランス政府が平和維持の目的をもつてロシヤになせる影響及びボスニヤ・ヘルツェゴヴィナの併合にロシヤの支持を得るため、ドイツ政府がロシヤ政府になせる交渉に注意すべきであり、一九一二—三年の危機に際し、ドイツ政府が一九一二年の春バルカン問題の再開を企てず、第一第二バルカン戰争の間、オーストリアに能動的なれと勧めたのはを與へ、オーストリアに有利な影響に關してのみであり、フランス政府がロシヤ政府主催の下に商議せられたバルカン同盟の創立に參加せず、一九一二年の秋ロシヤ政府をして戰争に赴かしめなかつたことを指摘してゐる。なほ一九〇六—三年の間の外交緊張の結果、ヨーロッパ列強の國民が不信の感情と恐怖の感情を有するやうになり、戰争が避けがたいものであるとの確信

が主要なる人物の間に擴りつゝあり、之等の確信と感情が衝突の機會を増した。然してドイツの委員はこの事態を主として一九一二年以來佛露政府によりとられた政策に歸し、之に反してフランス委員はそれを危機以前に於けるドイツ政府の方法の結果と見てゐる。(十七)

一九一三年のフランスの三年兵役制度は、一九一三年一月ドイツ新聞により發表せられたドイツの兵役法案に對應したものであることを指摘し、フランス議會に於ける兵役法案に關する討議はドイツ議會に於ける討議と同時に行はれ、ドイツ政府はフランスの法案を考慮しその裁決を急いだのである。(十八)一九〇六年以來參謀本部で起草せる英佛海陸軍事協約は同盟ではなく、政府を拘束する約束もなさなかつたが、この技術的協約は政府が協力すべきであると決した場合、二國の兵力の急速にして效果ある協力をのみ目的としたので

ある。然し之等の協約の存在は當然調印國の倫理的約束を含んだものであつた。(十九)

文書によると、世界大戰を希望せりとの責を、一九一四年の如何なる政府、國民にも歸することは正しくない。好戦的な輿論は各國にあつたのである。それ故教科書には『不信が沸騰點に達せしめた』『主要なる人物の間に戰争の不可避なることの思想が擴がつてゐた』『各國の側に於て攻撃の計畫を他に歸してゐた』『各國が戰争の危險を冒した』と記して満足するのが賢明であらう。

然しながら留保として、フランス委員は一九一五年より、一四年が獨塊に於て成功の機會が大であると信じてゐたと云ひ、一九一四年のフランスの總選舉はフランス國民の平和的態度を示して居り、獨塊の方が好戦的であつたと云つて居り、ドイツ委員はポアンカレーとイズヴォルスキの活潑な政策が、ドイツに恐怖心を起させ、ヨーロッパを

戦争の危険に導いたものであり、一九一三―四年の冬よりロシヤはヨーロッパ戦争の危険を冒してさへ近東に於ける歴史的使命を果さんとしたのであると云つてゐる。(二十)

獨佛の歴史提要にサラエヴォの陰謀について今日知られてゐる事實と一九一四年に知られてゐた事實との間に、區別を設けるのが適當であり、ドイツの提要にはセルビヤ政府の責任を誇張する傾向があり、フランスの提要はセルビヤの陰謀を軽視する風がある。故にドイツの提要は説明せられない事實を確實なものとして述べるべきではなく、フランスの提要は墮塞間の衝突をオーストリヤの行動によつてのみ起つたものと記すべきでない。(二十二) 大戰をなすに決した御前會議は一九一四年七月五日ポツダムに行はれなかつたが一フランスの長い間の研究によつてもその存在を立證し得ない—然し七月五日、六日にポツダムと柏林

に於て祕密會談があり、七月七日ウインに閣議があつたと記すべきである。これらの論議に關する文書により、オーストリア政府が若し必要であるならば武力に訴へてもセルビヤの問題を解決することを申出で、ドイツ政府がそれに同意したことは明であり、又カイゼルと獨宰相が大戰の危険を冒す用意あることを明にしてゐる。然し彼等はロシヤが戦争をなし得ない状態にあつたので戦争を局地に制限し得ると信じてゐたことを明にしてゐる。(二十三) オーストリヤのセルビヤに對する宣戰布告は、直にオーストリヤの軍事行動を考へしめ、外交商議をより困難ならしめ、その意味する所大であり、且つ誤謬であつた。ドイツはその前日忠告はしたけれども戦争を防止しようとはしなかつた。留保として、ドイツ委員はドイツ政府が紛争の局地制限を可能なりと信じてゐたと云ひ、フランス委員は局地制限を信ずることとは出來ぬ

との意見であつた。(二十六) 一九一四年七月二十四日—三十日の期間の佛獨政府の態度に關しては、ドイツ政府は七月二十六日のイギリスの會議案を拒絕したが、二十八日より三十日にかけ、漸次熱心にオーストリア政府に妥協を勧告し、フランス政府は七月三十日にロシヤ政府に向ひドイツの反撃の口實を與ふる手段をとらぬことを忠告してゐる。然し駐露フランス大使により、之等の命令が解せられた方法はなほ論議せらるべき問題である。(二十七)

七月三十日に決したロシヤの總動員はドイツの動員決定を惹起せざるを得なかつたものであり、ロシヤの決意が知られた七月三十一日にオーストリア政府はその非妥協的態度を何等變更しなかつた。然して留保として、ドイツ委員は若しロシヤの總動員がなされなかつたならば、ドイツ政府は兩三日中にオーストリアの意見を變更し得たであ

らう故に、戰争を避け難いものとしたのはロシヤの總動員であるとの意見であり、之に反してフランス委員は、オーストリアはその文書によつても、少しく外交的解決を容れんとする態度はなく、而も七月三十日の夕、モルトケ將軍によつてなされた壓迫によりオーストリアの非妥協的態度は強められたと考へ、このオーストリアの非妥協的態度はロシヤの總動員と同じ效果を有し、又ロシヤの總動員は七月二十九日のドイツ大使ブルタレスの交渉を考慮にいれねばならぬと考へてゐる。(二十八) ロシヤの總動員によりドイツ國民は挑戦せられたと信じ、誤つた知識を基礎とせるドイツの宣戰布告によりフランス國民は不當にも攻撃せられたと考へ、ロシヤに對する宣戰布告の後に獨佛戰争は避け難いものであり、そして兩國政府もさう考へたのである。(二十九)

ベルギーの中立を侵犯するに際し、一九一四年

八月ドイツ政府はベルギーが中立國としての義務を果すに失敗したと述べて居らず、故にベルギー侵入を正義化せんとするのは不當である。然し留保として、ドイツ委員は後に文書を調査した結果ベルギーが一九一三年以來イギリスと共同動作の見解の下に新軍事協約を結び、中立國としての義務を犯して居り、又ドイツのベルギー侵入は戦争の原因には關係なく、ドイツの軍事上やむを得ざる行動であつて、フランスの軍事計畫十七の變形ベルギーに第五フランス軍團を侵入せしむるを定め、ブラッセルに於てドイツの最後通牒の交附せられる以前に效力あらしめんとした一に類似の行動であり、政治的見地からも聯合國によるギリシャの中立侵犯に相當するものであり、又この行動がイギリスの參戰の決定的要素ではなく、ただ參戰に輿論と議會を味方せしめる文書作成に役立つたものであり、フランスの侵犯に對してはイギ

リスの政治家は單なる抗議に満足したであらうとの意見であつた。之に對しフランス委員は英白軍事協約は第三國の中立侵犯後に效力を發生するものであり、軍事計畫十七の變形はドイツの軍隊がベルギーを通過して攻撃するを豫期しフランス領土に軍隊を配置するものであつて、ドイツ軍隊のベルギー侵入と同様の手段とは解せられないものであり、『軍事必要』は國際的道義の破棄を正當化するものではなく、ただ説明としてのみ受けることが出来るものであり、イギリス政府にとりドイツ軍のベルギー侵入は輿論を參戰に與せしめる口實ではなく、議會にとつて避け難き事件として取扱はれたことは議論の餘地のないところであり、プロシヤが調印せる條約により保證せられたベルギーの中立の侵犯と、その領有を承認せられた聯合國による一九一五年のサロニカ占領の間には眞の類似はないとの意見であつた。(二十九)

世界大戦に關しては、教科書を作る人に、戰時の宣傳を除去し、敵軍の非行の記述を避け、敵國の兵士の勇氣とか愛國的行動を同様に記することを希望し、更に非戦鬪員が犠牲者である暴行に關しては、その記述を出來得る限り客觀的になし、少くともその主張は、それらを否定する事實或は證據に律することなしに作らるべきではないと考へてゐる。例へばドイツの教科書は彼等の主張と矛盾せる證據に注意せずして一九一四年に於けるベルギーフランスの自由射手の戰を語るべきでなく、同様にフランスの教科書はドイツ軍が自由射手の結社の存在を確信して居り、彼等はそれに對して復讐を行つたのであると主張したこと附加することなしに、ドイツ軍隊の暴行について語るべきでない。(三十一)

ドイツが大戦により本國に於て蒙つた損害は、一九一四年八月の東プロシヤに於ける損害を除い

ては殆どなく、ドイツの損失は主として平和條約に規定せられた領土の割譲と聯合國領土に於ける被占領地はドイツ軍の軍事行動及びドイツ當局の命令による炭坑等の破壊により大なる損失を蒙つたのである。(三十二) ウィルソンの十四ヶ條に合致せる物質的損害に對する賠償の原則がドイツによつて平和の基礎として受けられ、戰争に對する賠金は十四ヶ條により正式に拒否せられた。然し留保としてドイツ委員は、豫備交渉に於て作られた條件がヴェルサイユ條約により變形せしめられたので、ドイツ人にとって賠償支拂は貢物となり、ドイツの領土の割譲は正義に反し武力に訴へられたものと考へられるやうになつたと云ひ、フランス委員はドイツの物品による支拂が物質的損害に對し企圖せられたこと、及び、賠償の名目によりドイツによつて支拂はれた額は物質的損害

の最低評價の三分の一よりも少額であることによつても貢物なる語の使用は不穩當であるとの意見であり、委員會は兩國の教科書がこの問題に關し兩國の意見を共に記載することを希望してゐる。

(三十四) ヴェルサイユ條約第二百三十一條は、戰爭の勃發に對し、ドイツに倫理的責任を負はせたものでなくして民法上の事項としてその責を負はせんとしたのであるが、その起草の形式、ドイツの抗議に對する返答、聯合國政府による解釋などによりドイツ國民をして賠償支拂の義務に倫理的責任を結びつけられたものと信せしめるやうにした。留保としてドイツ委員は二百三十一條が無効とせられない限り、ドイツの教科書はドイツの倫理的非難を伴ふ重要な文書として取扱ふのが正しいと附加し、フランス委員は政治的見地よりこの解釋に全體的留保をなした。(三十五)

四、修史史の一概について

間崎万里

修史の歴史に關する G. P. Gooch 氏の諸著については曾て本誌に紹介したところであるが、今度 H.E. Barnes 氏により英文で第二の良著 A. History of Historical Writing, 1937 が刊行せられた。その中から修史史の現狀に關する記事を若干補訂し且つなるべく原書名に復してこれを紹介する。

古代の歴史的著作についての恐らく最初の考察は、ローマ史に關する舊式の著述の方法及び成果を批判検討したるポリヴィウスの著作の中に見られる。ギリシャ及びローマの歴史的著作の大部分は當代の歴史を取扱つたものであつた。それ故、以前には何れかの或る時期を取扱つた作家がなかつたので、その時代について前にかいだ史書を組織的に討議し批判することは出來なかつた。次いでエリウス・アフリカヌスからジエロームに至る